省令

○総務省令第百二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十二日

総務大臣　樽床　伸二

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「80CDEFGHJK」を「70CDEFGHJK（Cは0、5及び6を除く。）、80CDEFGHJK（Cは0を除く。）」に改め、同表第七号中「0を除く」を「5及び6に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第六の注1中「080／090」、「070」を「070／080／090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号」に改める。

様式第二十八第2表の注2中「080／090」、「070」を「070／080／090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）」に改める。

様式第二十九中「80又は90」を「70、80又は90」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第三条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の五の項中「80CDEFGHJK」を「70CDEFGHJK、80CDEFGHJK」に改める。

○国土交通省令第八十八号

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百九十四号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第七条第二号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
令第七条第三号に掲げる施設		Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

別表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表令第七条第六号に掲げる施設、令第七条第七号に掲げる施設、令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、令第七条第十号に掲げる器具及び令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表の備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附　則

この省令は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。